

平成29年度 第2回定期監査（平成29年12月11日報告）
 対象部局：教育委員会、農業委員会、監査委員事務局

【指摘事項】

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
1 学校管理課	1 収入事務について (1) 徴収事務 手数料徴収に適切でないものがあつた。 証明手数料については、郡山市手数料条例第3条第1項の規定に基づき、交付の際に手数料を納付させなければならないが、証明書交付の際に徴収していなかつた。	措置 (完了)	証明手数料の徴収につきましては、郡山市手数料条例第3条第1項の規定に基づき、証明書交付の際に手数料を徴収し、納付するよう改めました。 平成30年10月31日措置通知 教育委員会
2 生涯学習課 学校管理課	2 財産管理事務について (1) 公有財産管理事務 行政財産目的外使用許可を財務会計システムに登録していないものがあつた。 公有財産管理権者は、行政財産の目的外使用許可をしたときは、郡山市財産規則第27条の規定に基づき、許可の内容を財務会計システムに登録しなければならないが、これを行っていないものがあつた。	措置 (完了)	(生涯学習課) 行政財産目的外使用許可に伴う財務会計システムの登録につきましては、郡山市財産規則第27条の規定に基づき、速やかに財務会計システムへ登録しました。 (学校管理課) 行政財産目的外使用許可に伴う財務会計システムの登録につきましては、郡山市財産規則第27条の規定に基づき、速やかに財務会計システムへ登録しました。 平成30年10月31日措置通知 教育委員会